

特別養護老人ホーム 天美苑 料金表

令和1年10月現在

従来型多床室

○ 1ヶ月の料金(30日当り)

※ 食費及び居住費を含む

	負担上限	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	24,000	30,003	32,208	34,531	36,787	39,010
第2段階	37,800	43,803	46,008	48,331	50,587	52,810
第3段階	55,200	51,603	53,808	56,131	58,387	60,610
第4段階	104,610	88,413	90,618	92,941	95,197	97,420
2割負担	111,810	107,373	111,618	116,041	120,337	124,570
3割負担	111,810	126,333	132,618	139,141	145,477	151,720

従来型個室

○ 1ヶ月の料金(30日当り)

※ 食費及び居住費を含む

	負担上限	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	33,600	39,603	41,808	44,131	46,387	48,610
第2段階	39,300	45,303	47,508	49,831	52,087	54,310
第3段階	68,700	65,103	67,308	69,631	71,887	74,110
第4段階	114,090	97,893	100,098	102,421	104,677	106,900
2割負担	121,290	116,853	121,098	125,521	129,817	134,050
3割負担	121,290	135,813	142,098	148,621	154,957	161,200

○ 利用料内訳(1日当り)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護福祉施設サービス費	559	627	697	765	832
個別機能訓練加算	12				
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6				
栄養マネジメント加算	14				
夜勤職員配置加算Ⅰ	22				
看護体制加算Ⅰ	6				
看護体制加算Ⅱ	13				
口腔衛生管理体制加算(月額)	30				
介護職員処遇改善加算(月額)	1576	1745	1920	2089	2256
介護職員特定処遇改善加算(月額)	437	433	481	528	574

○ 食事費・居住費は、所得段階により料金が異なります。

		食事費	居住費 (多床室)	居住費 (個室)
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税生活保護の受給者等	300	0	320
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390	370	420
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	650	370	820
第4段階	上記に該当しない方	1392	855	1171

※ 預貯金額が一定以上の方は所得段階にかかわらず第4段階となります

特別養護老人ホーム 天美苑 料金表

令和1年10月現在

ユニット型個室

○ 1ヶ月の料金(30日当り)

※ 食費及び居住費を含む

	負担上限	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	48,600	60,861	62,994	65,363	67,532	69,668
第2段階	51,300	63,561	65,694	68,063	70,232	72,368
第3段階	83,400	86,061	88,194	90,563	92,732	94,868
第4段階	139,140	129,201	131,334	133,703	135,872	138,008
2割負担	146,340	156,462	160,729	165,467	169,805	174,076
3割負担	146,340	183,723	190,123	197,230	203,737	210,144

○ 利用料内訳(1日当り)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	732	798	869	934	998
日常生活継続支援加算	46				
個別機能訓練加算	12				
栄養マネジメント加算	14				
看護体制加算 I	4				
看護体制加算 II	8				
口腔衛生管理体制加算(月額)	30				
介護職員処遇改善加算(月額)	2034	2199	2375	2537	2697
介護職員特定処遇改善加算(月額)	717	706	768	825	881

○ 食事費・居住費は、所得段階により料金が異なります。

		食事費	居住費
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税生活保護の受給者等	300	820
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390	820
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	650	1310
第4段階	上記に該当しない方	1392	2006

※ 預貯金額が一定以上の方は所得段階にかかわらず第4段階となります

※個別の状況に応じて別途必要となる加算

- ・ 経口維持加算 (I) . . . 400 (月)
- ・ 経口維持加算 (II) . . . 100 (月)
- ・ 療養食加算 . . . 18 (日)
- ・ 看取り介護加算 . . . 144 (死亡日以前 4~30 日)
780 (死亡日以前 2~3 日)
1580 (死亡日)
- ・ 配置医師緊急時対応加算 . . . 650 (早朝・夜間)
1300 (深夜)